

「(仮称) 小軽米風力発電事業環境影響評価方法書」に対する知事意見

令和 6 年 7 月 2 日
経済産業大臣あて

本事業は、H S E 株式会社が岩手県久慈市、軽米町及び洋野町において、単機出力が最大 5,000 k W 程度の風力発電機を最大 18 基（総発電出力最大 90,000 k W）設置するものであり、再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策に資するものである。

一方、対象事業実施区域には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林が存在し、対象事業実施区域及びその周辺には、岩手県自然環境保全指針（平成 11 年 3 月策定、令和 3 年 3 月改定）で定める「優れた自然」の保全区分において、保全区分 B ランクの重要な自然環境のまよりの場が存在している。

また、住居等から約 0.5km の近距離に風力発電機の設置が予定されているなど、本事業の工事の実施及び風力発電機の稼働に伴い、騒音や景観等さまざまな影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、下記の措置を適切に講ずるよう、事業者に対し勧告されたい。

1 総括的事項

- (1) 対象事業実施区域の一部には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林が存在している。保安林は、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、風力発電機等の位置の検討に当たっては、保安林を除外すること。
- (2) 対象事業実施区域の一部には、砂防法に基づき指定された砂防指定地が存在している。砂防指定地は、指定の趣旨から治水上砂防のために支障のある行為は防止すべきものであることから、風力発電機等の位置の検討に当たっては、砂防指定地を除外すること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者が計画している風力発電事業が複数存在し、将来的に累積的な環境影響が懸念されることから、当該事業者から環境影響に関する情報を入手するとともに、情報が不足する場合は自ら調査し、累積的な環境影響について適切に予測及び評価を実施すること。また、他事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、積極的に情報を提供し、地域全体の環境影響の低減を図ること。
- (4) 環境影響の予測については、これまでの審査会の意見や専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (5) 事業の実施に当たっては、地元住民等へ十分な説明を行い、理解を得られるよう努めるとともに、地域住民の生活環境の保全に十分配慮すること。
- (6) 対象事業実施区域及びその周辺には、岩手県自然環境保全指針で定める「優れた自然」の保全区分において、保全区分 B ランクの重要な自然環境のまよりの場が存在することから、専門家の意見を聞きながら、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を実施した上で、予測及び評価すること。
- (7) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

2 個別的事項

(1) 大気環境

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、多くの住居等が存在していることから、風力発電機の位置の検討に当たっては、住居から1 kmを超える距離を確保することを基本とすること。なお、やむを得ず住居等から1 km以内の区域において風力発電機の設置を検討する際は、設置検討位置から1 km以内の距離となる住居等付近において風力発電機の稼働による騒音の予測を行い、残留騒音に5 dBを加えた値又は35dBを下回らない場合は、検討対象から除外すること。

イ 工事用資材等の搬出入に係る騒音は、車両から放出される音響エネルギーが最大となると考えられる地点で予測及び評価すること。

ウ 騒音の評価に当たって環境基準を準用する場合は、環境基準を準用することの妥当性を説明したうえで、現状で満たしている最も厳しい基準値の地域類型を当てはめること。

エ 騒音による健康影響について十分な科学的知見が得られていないことを踏まえ、予防原則にしたがい住民等に十分な説明を行うこと。また、問題が発生した場合の対処方法について準備書に記載すること。

(2) 水環境

ア 対象事業実施区域及びその周辺には複数の河川が存在し、河川に近接して風力発電機の設置が予定されているなど水環境への影響が懸念されることから、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施すること。

イ 水質に係る調査地点については、事業による影響が特に大きくなるおそれがある地点や、他の汚染源による影響の少ない地点など、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に設定すること。

(3) 地形及び地質

対象事業実施区域及びその周辺には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域のほか、「山地災害危険地区調査要領」（平成28年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）が存在し、地すべり及び斜面崩壊の誘発並びに土砂及び濁水の流出が発生しやすい地形が存在している。近年、突発的な豪雨が多発する中で、土砂災害等の発生が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施すること。また、準備書段階での工事計画に関する防災対策を可能な限り明記すること。

(4) 動物

ア 魚類及び底生生物の調査時期については、対象となる種の特性、生活史、生息場所、餌場等の観点を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこと。

イ 魚類及び底生生物に係る調査地点については、事業による影響が特に大きくなるおそれがある地点や、他の汚染源による影響の少ない地点など、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に設定すること。

ウ いわてレッドデータブックに掲載されているカワネズミについては、発見が困難な水域を生息環境とする個体数の少ない種であるため、その生息域の把握に当たっては、環境DNAの分析技術等の最新の知見に基づく調査の実施を検討すること。

(5) 景観

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在しており、風車による圧迫感など景観に係る影響が懸念されることから、住民へのヒアリングを行い、専門家の意見を聴きながら、地域住民にとって重要な場所がある場合は、調査地点に追加すること。

イ 対象事業実施区域の周辺には、「ひろのまきば天文台」が存在し、風車に設置される航空障害灯から発する夜間照明が景観への間接的な影響要因となる可能性がある。このため、専門家の助言を参考に、夜間照明の影響についてその予測評価の手法も含めて検討し、当該予測結果を踏まえて、景観への影響を適切に予測及び評価すること。

3 関係地方公共団体からの意見

対象事業実施区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること